

平成22年12月22日

保護者様

千葉県立市川北高等学校
校長 井上 茂

冬季休業中の生活について

寒冷の候、保護者の皆様にはますます御健勝のことと拝察いたします。また、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、冬季休業は12月24日から1月6日まで（終業式12月22日、始業式1月7日）となります。この期間は、年末年始という1年の区切りであるとともに、最終学期への準備期間でもあり、生活面・学習面で自己反省と新たな目標を立てる大切な時期であります。

冬季休業中の過ごし方については、学校でも十分に指導いたしますが、保護者の皆様方におかれましては下記事項に御留意され、計画的で規則正しい生活を送り、事故のない有意義な休業日を過ごせるよう御配慮頂きたいと思っております。

なお、具体的な内容につきましては、担任を通じて「冬季休業中の心得」を配布してありますので、是非御一読くださいますようお願いいたします。

記

1 冬季休業中の生活について

この休業中に、お子様と1年の反省についてお話し合いください。また、新しい年に向けての目標を立て、規則正しい生活を送るよう御指導ください。年末年始ということで、開放的な気持ちで不規則な生活になりがちですが、御家庭での役割分担や地域の方々との交流を積極的にすすめて、望ましい人間関係の構築や自己指導力の向上が図れるよう御配慮ください。健康面においても、自ら積極的に健康の保持増進及び体力の向上に努め、インフルエンザ等の感染予防に心がけてください。

アルバイトについては、本校では奨励しておりません。やむを得ない場合に限り、事前に本人と御相談のうえ、必ず「アルバイト届」を提出することになっています。

2 学習について

お子様の成績状況及び出席状況につきましては、通知表で御確認ください。特に成績不振の科目につきましては、重点的に学習するとともに、課題等の提出を忘れることのないよう御指導ください。また、補習授業等には休むことのないよう御注意ください。

3年生については、各自の進路希望の達成に向けて計画的に学習に取り組むよう御指導ください。なお、進路が決定した場合でも、気を緩めることのないよう御注意ください。

3 交通安全について

自転車走行中の事故が増加しております。被害に遭うばかりでなく、重大な加害事故を起こすケースも考えられます。軽率な乗車態度を戒め、交通ルールを守り、安全運転を心がけるよう御注意ください。

バイク（原付自転車、自動二輪車）の免許取得および乗車（後部座席同乗も含む）につきましては、「三ない運動（買わない、乗らない、免許をとらない）」の趣旨を御理解いただき、絶対にさせないで下さい。安易な同乗や教習所への入所についても本校では厳しい態度で臨みます。ただし、3年生で就職が決定した場合に限り、12月25日以降に自動車運転免許取得のための教習所入所を許可することができますので、必ず所定の手続きをしてください。

※平成22年冬の交通安全運動 平成22年12月10日（金）～平成22年12月31日（金）

4 旅行等にもなう事故防止について

旅行やスキーに出かける場合には、事前に十分な計画を立てさせて、「旅行届」を提出させることと、連絡先の確認等安全面での御配慮をお願いします。特に冬山登山については原則として実施させないでください。

5 非行・問題行動の防止について

警察や少年センターによる補導件数は増加傾向にあります。その中でも、飲酒や喫煙、窃盗、暴力行為、深夜徘徊で補導される高校生が多くみられます。御家庭におかれましても、夜間の外出(注)や無断外泊などさせないよう御指導ください。年末年始ということで気が緩み、不健全な交遊や望ましくない異性交遊等の問題行動を起こさないためにも、日頃の服装や頭髮、生活行動には十分に御注意ください。

また、携帯電話に係るトラブルが多発しております。特にブログやプロフを通して、誹謗中傷等の被害を受けないように注意をしてください。さらに、大麻、エクスタシー、アダムス、X（エックス）等の薬物の乱用も拡大しています。これらの点についても、御家庭でお話いただければ幸いです。

(注) 千葉県条例（深夜外出の制限）

第 23 条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後 11 時から翌日の午前 4 時までをいう。事項について同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出してはならない。

6 その他

学校外における事故（負傷事故、暴行被害、通り魔、引ったくり事件等）が発生した場合は、必ず学校に連絡してください。また、強引な勧誘や振り込め詐欺、その他身の危険を感じるような場合は、付近の人たちや警察に保護を求めるようにしてください。

学校には相談しにくい内容につきましては、下記の機関を御利用ください。

しつけ、教育、性格、非行に関する相談	少年非行・犯罪被害等
千葉県中央児童相談所 043-253-4101	千葉県警察少年センター 0120-783-497
交友、非行、いじめなどにかかわる相談	市川警察署（生活安全課） 047-370-0110
市川市少年センター 047-320-3340 youngnet@city.ichikawa.chiba.jp	行徳警察署（生活安全課） 047-397-0110
浦安市青少年センター 047-351-1152	浦安警察署（生活安全課） 047-350-0110
船橋市青少年センター 047-431-2315	船橋警察署（生活安全課） 047-435-0110
船橋市総合教育センター 047-422-7734	その他
松戸市少年センター 047-366-7464	千葉いのちの電話 043-227-3900
学校生活、進路、心や体に関する相談	千葉県精神保健福祉センター 043-263-3893
千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446	相談専用電話 043-268-7830

千葉県教育委員会ホームページ「学校からセクハラをなくすために」にも各種情報が掲載されています。

URL <http://www.pref.chiba.jp/kyouiku/osirase/sekuhara/hppagel.htm>

市川北高校 連絡先

〒272-0805 市川市大野町 4-2274

TEL : 047-337-8880 FAX : 047-339-4804

mail : ichikawakita-h@chiba-c.ed.jp

ただし、12月29日(水)から1月3日(月)は事務室が閉庁となります